

境界確認(証明)の申請要領

境界確認(証明)書は、国有林野に隣接する土地所有者が地積更正、土地分筆、地上権設定等の登記を目的として登記所に申請をする際、添付資料として必要な場合に発行します。

【記載要領】

1. 境界確認(証明)申請は「境界確認申請書」様式により申請してください。
2. 申請人は住所・氏名・電話番号を記入のうえ押印してください。
3. 登記を目的とした申請理由を記入してください。
例:「地積更正のため」「土地分筆のため」
4. 登記簿謄本または登記事項証明書に表示の証明地籍を記入してください。
5. 証明地籍に係る国有林名、区間を管轄する森林管理署(森林管理事務所)または森林事務所でお尋ねのうえ次のように記入してください。
区間が境界点に位置する場合は 号～号
区間が境界点間に位置する場合は 号より 号の方向へ m cm～
号より 号の方向へ m cmの間

【添付書類】

1. 位置図
5千分の1またはそれに類する地形図などに証明位置を概略記入した図面
2. 公図・地積測量図の写し
登記所が発行する地図証明書(公図)または図面証明書(地積測量図)の写し
3. 登記簿謄本または登記事項証明書
証明地籍について登記所で発行された3ヶ月以内の原本(コピー可)
4. 地積測量図
申請人が登記所に提出する地積測量図をもって確認申請図とする場合
5. 委任状
申請人が隣接地所有者でない場合は受委任関係を明記した委任状
6. 筆界証明書(境界確認書)
証明地籍の区間が境界点間になる場合で所有者が異なる場合は、境界点からの距離を明示した「筆界証明書(境界確認書)」

7. その他証明書

- (1) 相続等により登記簿上の所有者と申請人が異なる場合は、相互の関係が明らかになる戸籍謄本等の相続証明書、相続権者が複数の場合は委任状
- (2) 相続人が未成年の場合は、親権者または後見人であることを証明する書類
- (3) 売買による所有権移転の登記が未済のとき、売買契約書等により売渡人が登記名義人である場合は、売渡人の土地登記簿謄本
- (4) 登記名義人の住所と申請人の住所が異なる場合は、住民票
- (5) 申請人が共有名義の場合は、全員の押印または委任状

【注意事項】

1. 境界確認(証明)書は、隣接地所有者相互の境界紛争や国有林と境界紛争中にある場合は発行できません。(地方公共団体等が法令に基づく行為のため必要な場合を除く。)
2. 境界確認(証明)書の発行に先立ち証明地籍の区間について、管轄する森林管理署(森林管理事務所)または森林事務所の現地明示を受けてください。
なお、境界点(線)に異状がある、または標識が埋設されていない場合は、「境界検測」を実施しなければ境界明示できない場合があります。
境界検測は、国有林野の成果に基づいて現地を測量し境界を復元する行為で、これには時間を要す場合があります。
あらかじめ管轄する森林管理署等でお尋ねください。
3. 里水路による対側同意については、「境界確認申請書」を「対側同意申請書」に替えてください。
4. 水源林造成事業による分収造林地の境界証明願については、「境界確認申請書」に準じてください。
なお、地籍測量図は必要ありません。